

●香川県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、善通寺市選挙管理委員会から平成29年3月2日に指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成29年3月17日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
善通寺市	略		善通寺市	略	
	丸山町集会所	略		丸山町集会所	略
	中仙遊町住宅集会所	略		東仙遊町住宅集会所	善通寺市仙遊町1丁目2番15 -29号
	略			中仙遊町住宅集会所	略
略			略		
略			略		